

大海指第五三〇號

昭和二十年八月十九日

軍令部總長 豊田 副武

小澤海軍總司令長官ニ指示

大海令第四九號ニ基キ左ノ通指示ス

海軍總司令長官ハ敵進駐ニ際シ極力彼我兩軍間ニ紛争生起ノ原因ヲ無カラシメ且我軍ノ指揮掌握ヲ強固ナラシムル等爾後ノ諸般ノ處理ヲ容易ナラシムル如ク概ネ左ノ諸項ニ準據シ之ガ準備ヲ進ムルモノトス

一 既令ノ任務ハ配備地等ニ拘泥スルコトナク必要ニ應ジ所要部隊ヲ所要地點ニ移動駐屯セシムルコトヲ得

二 各部隊小員數ノ分散ヲ避ケ爲シ得ル限り速ニ之ヲ適宜ノ地域ニ集結シ指揮掌握ニ便ナラシム

前諸項各部隊ト共ニ移動困難ナル兵器、軍需品等ハ之ヲ破壞散逸スル  
コトナク所要ノ監視員ヲ殘シ之ガ保管ニ任セシム  
四艦艇ハ其ノ固有繋留港（内地ニ在ルモノハ成ル可ク所屬軍港）ニ、水  
上水中特攻兵器ハ其ノ固有基地又ハ最寄ノ基地ニ、又航空機ハ概ネ現  
在位置ニ繋留又ハ格納シ適宜所要ノ監視員ヲ附シ之ガ保管ニ任セシム

（終）

大海指第五三一號

昭和二十年八月十九日

軍令部總長 豊田 副武

草 鹿南東方面艦隊司令長官  
大川内南西方面艦隊司令長官  
ニ指示

大海令第四九號ニ基キ左ノ通指示ス

南東方面艦隊司令長官及南西方面艦隊司令長官ハ停戰實施ニ際シテハ極  
力彼我兩軍間ニ紛争ノ生起ヲ避ケ且我ガ軍ノ指揮掌握ヲ強固ナラシムル  
爲概ネ左ニ準據シ之ヲ實施スベシ

一 所在帝國陸軍部隊ト密ニ連繋ヲ保チ停戰實施ヲ齊一ナラシムルニ努ム  
二 停戰實施ヲ圓滑ナラシムル爲當面スル聯合國軍部隊最高指揮官ト所要  
ノ協定ヲ爲スコトヲ得

三 右諸項ノ外現地ノ實情ニ即シ機宜必要ト認ムル諸般ノ措置ヲ執ルコト

ヲ得

(終)

大海指五三二號

昭和二十年八月二十日

軍令部總長 豊田 副武

小澤海軍總司令長官ニ指示

- 一 海軍總司令長官ノ航空總軍司令官兼下第一挺進團ノ一部(約三百名)
- ニ 對スル指揮ヲ解ク
- 三 指揮轉移ノ時機ヲ八月二十二日零時トス

(終)

親  
原

軍令部 總長

聯合艦隊海上護衛總司令部 各鎮守使 (除高橋海軍省) 戶

第三十五航空艦隊司令部 各鎮守使 (護衛艦隊各戶) 戶

南東、南西、十方面艦隊司令部 高橋 戶

機密第二二二一三四九番電

大海指第五三三號

昭和二十年八月二十二日

軍令部 總長 豐田 副武

小澤	聯合艦隊司令部 長官
山本	海上護衛總司令部 長官
杉山	海軍省司令部 長官
戶部	海軍省司令部 長官
田中	海軍省司令部 長官

海軍省司令部 長官 (官) 田 (官)

草	大	前	寺	山	宇	原	高	金
鹿	田	岡	口	大	大	大	大	大
第	第	第	第	第	第	第	第	第
五	十	三	三	三	三	三	三	三
七	六	六	海	海	海	海	海	海
空	空	空	空	空	空	空	空	空
隊	隊	隊	隊	隊	隊	隊	隊	隊
司	司	司	司	司	司	司	司	司
令	令	令	令	令	令	令	令	令
長	長	長	長	長	長	長	長	長
官	官	官	官	官	官	官	官	官

大海令第五二號及第五三號ニ基キ左ノ通指示ス

一、甲地域所在駐屯兵力ノ移動ニ關シテハ横濱實地區所在兵力並ニ厚木方面  
航空兵力及相模灣並ニ東京灣沿岸地區水上水中特攻兵力ノ移動ヲ優先實  
施スルモノトス

二、横濱實地區ニ於ケル任務及警備隊（非武裝）但シ當該業務遂行上必要ナ  
ルモノハ存置ス）ハ存置スルモノトス

三、各航空基地ニ於テハ通信並ニ氣象關係ノ施設及要員（非武裝）ヲ存置ス  
ルモノトス

四、陸軍武裝部隊ニ於テハ搭載兵器ノ使用不能ナラシムル如ク配置ス

10 1 2 3 4 5 6 7 8 9 20 1 2 3 4 5 6 7 8 9 30 1 2 3 4 5 6 7 8 9 40 1 2 3 4 5 6 7 8 9 50 1 2 3 4 5 6 7 8 9 60 1 2 3 4 5 6 7 8 9 70 1 2 3 4 5 6 7 8 9 80 1 2 3 4 5 6 7 8 9 90 1 2 3 4 5 6 7 8 9 100

個シ掃蕩ニ從事中ノ山嶺ニ着クハ掃蕩ニ必要ナル兵隊ヲ派シテ  
シ引續キ掃蕩業務ニ從事セシムルモノトス

五 海軍保安隊ヲ編成セル場合ハ速ニ其ノ兵力ヲ報告スルモノトス

六 横須賀厚木鹿屋地區ニハ別ニ定ムル所ニ依リ陸軍及外務省ト協同シ

テ連絡委員會ヲ設置進駐部隊トノ折衝ニ任ゼシム

但シ横須賀及鹿屋連絡委員會ノ長ハ海軍厚木連絡委員會ノ長ハ陸軍

トス

七 八月二十四日一八〇〇迄ニ特令スルモノノ外全航空機ヲ飛行不能ナ

ル如ク措置ス之ガ爲ゾロペテ及氣化器ヲ隠脱スルモノトス

八 八月二十四日一八〇〇以降現ニ航行中ノモノノ外造船ノ航行ヲ禁止

ス但シ東京灣内ニ於テ横須賀軍港ノ兵力移動用造船船泊ノ航行ハ差

支ナキモノトス

九 八月二十五日〇六〇〇迄ニ全海面砲台及全水上水中特攻兵力ヲ使用

不能ナル如ク措置ス

之ガ爲砲台ハ尾栓ヲ脱シ砲口ヲ一杯下ゲ又震洋等ニ整備セル必要ハ



國揚又ハ海中投棄處分ニ付スルモノトス

一〇第五特攻隊司令部ハ所要發留員（非武装）ヲ以テ高須海岸揚揚搭準備ヲ  
斡旋スルモノトス

一、横須賀鎮守府司令長官及佐世保鎮守府司令長官ハ夫々二十六日〇八〇〇  
及三十一日一八〇〇迄二別ニ定ムル所ニ依リ水陸兩導船及水先人ノ準備  
ヲ完了スルモノトス。

作 戰 緊 急

軍 令 部 總 長

各 級 各 營 隊 長

機 密 第 二 三 一 一 一 〇 號 電

大 海 指 第 五 三 四 號

昭 和 二 十 年 八 月 二 十 三 日

軍 令 部 總 長 豐 田 副 武

各 隊 長 官 指 示

大 海 令 第 五 三 號 左 示 通 給 示 又

通 三 三 五 五 一 日 分 十 六



下船テノ船ハ搭載中ノ各船ヲ八月二十四日一八〇〇迄ニ  
 陸揚シ軍需部又ハ陸上安全ナル場所ニ格納スベシ但シ航海中ノ  
 船ハ右日時ヲ期シ之ヲ安全ナラシメタル上海中ニ投棄スベシ  
 三 八月二十四日一八〇〇以後航行中ノ潜水艦ハ常ニ水上航行トシ  
 黒色旗又ハ黒色三角ヲ掲揚シ夜間ハ燈火ヲ點メスシ。

作戰緊急

聯合艦隊司令部 總長  
第一艦隊司令官 長  
第二艦隊司令官 長  
第三艦隊司令官 長  
第四艦隊司令官 長  
第五艦隊司令官 長  
第六艦隊司令官 長  
第七艦隊司令官 長  
第八艦隊司令官 長  
第九艦隊司令官 長  
第十艦隊司令官 長

機密第二三一六〇四番電

大海指第五三五號

昭和二十年八月二十六日

軍令部總長 豐田副武

第一師團長 官  
第二師團長 官  
第三師團長 官  
第四師團長 官  
第五師團長 官  
第六師團長 官  
第七師團長 官  
第八師團長 官  
第九師團長 官  
第十師團長 官

二指示

通三三七六、三三七七

(音)田(六)

大海令第三二號ニ示シ左ノ通指示ス

一 聯合艦隊、横須賀鎮守府、第三航空艦隊、第十航空艦隊、第六艦隊  
各司令長官ハ夫々擔任ニ應ジ八月二十五日一八〇〇迄ニ在ノ通實施  
スルモノトス

(1) 敵艦隊ヲ東京灣進入時陸海空ノ行動ヲ安全ナラシムル爲各種障  
害物ノ除去(管制機關ノ處分ヲ含ム)及此ノ間安全通路ノ表示

(2) 東京灣艦隊探測ノ維持整備

(3) 東京灣及附近海面ニ在ル全船舶ノ投錨

(4) 東京灣地區(乙地區)所在艦船ノ完全武装解除及同地區所在各種

砲全部ノ使用ヲ不可能トナス

(5) 第一次撤退地區(甲地區)内各種砲機銃全部ノ使用ヲ不可能トナ

ス

三 横須賀鎮守府司令長官ハ八月二十七日一八〇〇迄ニ横須賀軍港ニ在

スル米津軍部隊ノ進駐及使用ニ應ジ得ル如ク準備スルモノトス

三 横須賀鎮守府司令長官及佐世保鎮守府司令長官ハ夫々退ニ厚木基地

及鹿島基地ニ進駐スルモノトス

(6)

軍令部 部長

聯合艦隊 佐賀 第五航空艦隊

十六方面軍 機密第二三二六〇五番電

大海指第五三六號

昭和二十年八月二十三日

軍令部 部長 豊田 副 武

小澤聯合艦隊司令長官

杉山 佐世保 守府司令長官

大海令第五二四二號ニ基キ左ノ通指示ス

一 第五航空艦隊司令長官ハ佐世保 守府司令長官ノ協力ヲ得テ別ニ

定ムル所ニ依リ速ニ鹿屋基地ニ轉移スル會ニ段々ノ進駐ヲ命ジ

前トノ折衝並ニ鹿屋基地ノ治安維持ニ任センベシ

海三三七八 呂一六十六

(年)

10 1 2 3 4 5 6 7 8 9 20 1 2 3 4 5 6 7 8 9 30 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10



軍令部 總長

聯合艦隊 佐世 第五航空艦隊

十六方面軍 機密第二三一六〇五番電

大海指第五三六號

昭和二十年八月二十三日

軍令部 總長 豐田 副武

小澤聯合艦隊司令長官 二番示

杉山 佐世 保線守府司令長官

大海令第五二四二番キ左ノ通示ス

一、第五航空艦隊司令長官ハ佐世保線守府司令長官ノ協力ヲ得テ別ニ  
定ムル所ニ依リ速ニ應急準備ニ連絡委員會ヲ設置シ進駐部隊指揮  
官トシテ折衝並ニ應急基地ノ治安維持ニ任センムベシ

海三三七八 呂一六十六

10 1 2 3 4 5 6 7 8 9 20 1 2 3 4 5 6 7 8 9 30 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10



10 1 2 3 4 5 6 7 8 9 20 1 2 3 4 5 6 7 8 9 30 1 2 3 4 5 6 7 8 9 30 1 2 3 4 5 6 7 8

1312

在 世 界 領 事 守 府 司 命 長 官 へ 所 要 ノ 資 料 保 安 隊 フ 編 成 シ 風 塵 基 地 ニ 派  
 遣 運 送 員 會 海 軍 派 員 長 ノ 指 導 フ 受 ケ シ ム ベ シ  
 三 第 五 航 空 隊 司 命 長 官 へ 送 三 應 急 基 地 ニ 於 ケル 通 信 氣 象 關 係 ノ 所 要  
 施 設 及 要 員 フ 整 備 ス ベ シ  
 四 此 應 急 基 地 以 外 ノ 丙 地 域 ニ 於 ケル 治 安 維 持 ニ 關 シ へ 所 在 陸 軍 ト 協 議  
 之 協 力 ス ベ シ

在 駐 保 備 守 衛 司 合 署 官 へ 所 要 ノ 兵 隊 ヲ 編 成 シ 廣 野 基 地 ニ 派  
遣 送 給 員 會 海 軍 委 員 長 ノ 指 導 ヲ 受 ケ シ ム バ シ  
第 五 航 空 隊 隊 司 長 官 へ 送 三 廣 野 基 地 ニ 於 ケ ル 通 信 氣 象 關 係 ノ 所 要  
施 設 及 要 員 ヲ 整 備 ス ベ シ  
河 野 廣 野 基 地 以 外 ノ 丙 地 域 ニ 於 ケ ル 治 安 維 持 ニ 關 シ テ ハ 所 在 陸 軍 ト 協 同  
之 協 力 ス ベ シ